# 船荷証券に関する規定等の見直しに関する 要綱案のとりまとめに向けた検討(3)

- 第1 民法第520条の5及び第520条の15に相当する規定についての再整理 民法第520条の5及び第520条の15に相当する規定として、次のような 規律を設けることについて、改めてどのように考えるか(注1)。
  - ① 電子船荷証券記録上の権利を有する者は、その支配をする者に対し、当該電子船荷証券記録の支配の移転を自己に対してすることを求めることができる。
  - ② 前項の規定にかかわらず、何らかの事由により電子船荷証券記録(記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。)の支配を失った者がある場合において、その支配をする者が前条(注2)の規定によりその権利を証明するときは、その支配をする者は、当該電子船荷証券記録の支配の移転をする義務を負わない。ただし、その支配をする者が悪意又は重大な過失によりその支配の移転を受けたときは、この限りでない。
  - ③ 前項本文に規定する場合には、
    - 【甲案】電子船荷証券記録の支配を失った者は、その支配をする者に当該電子船 荷証券記録上の権利を譲渡したものとみなす。
    - 【乙案】電子船荷証券記録を支配する者は、当該電子船荷証券記録上の権利を取 得する。
    - (注1) 船荷証券の「占有」、「所持」、「所持人」、「交付」及び「引渡し」に相当する概念については、今後の検討によって変更され得るため、「支配をする者」、「支配の移転」、「支配を失った者」といった用語についても変更される可能性がある。
  - (注2) 民法第520条の4及び第520条の14に相当する規定(中間試案第6の2回参照) を意味する。

#### (補足説明)

1 基本的な考え方

第1項から第3項までの規律は、船荷証券の善意取得を定める民法第520条の5及び第520条の15に相当する規定として設けることが検討されるものであるが、これらの規定に直接相当するものは、第2項の規律であり、第1項と第3項の規律は、電子船荷証券記録に特有のものである。

- 2 第1項について
  - (1) 民法第520条の5及び第520条の15の規定は、「その証券を返還する 義務を負わない」と定めるのみであるが、紙の船荷証券の場合にはその占有 を失った者の所持人に対する返還請求権が存在することが前提となっている ものと考えられる。この返還請求権の法的性質については、必ずしも明らか ではないものの、占有を失った要因などに応じて、所有権に基づく物権的請 求権(返還請求権)、占有訴権(民法第200条)、不当利得返還請求権

(民法第703条、第704条)などが考えられるところである。しかしながら、電子船荷証券記録は、民法上の「物」ではないため、紙の船荷証券のように動産として物権の客体になるということはできないし、それ自体が財産権を構成するともいい難いため、紙の船荷証券に係る返還請求権と同様の請求権が当然に発生するとは考え難い。そこで、民法第520条の5及び第520条の15に相当する規定を置く前提として、電子船荷証券記録の支配の移転を自己に対してすることを求めることができる権利を別途認めることが必要であると考えられる。

(2) ところで、中間試案第6の2(II)においては、支配の移転を求める権利の主体を「何らかの事由により電子船荷証券記録(記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。)の支配を失った者(当該電子船荷証券記録上の権利を適法に有する者に限る。)」としていた。これは、支配の移転を求める権利を占有訴権に類似するものと捉えつつも、電子船荷証券記録上の権利を有しない者にこのような権利を認める必要はないという考え方に基づくものである。

もっとも、電子船荷証券記録に対する「占有」を観念することができない以上、占有訴権に類似するものと捉えることが必要不可欠であるとまではいい難いし、電子船荷証券記録上の権利を有しない者にこのような権利を認めないというのであれば、端的に電子船荷証券記録上の権利の有無を基準とする方が明確であるともいい得る。電子船荷証券記録上の権利の有無のみを基準とする場合には、電子船荷証券記録の支配を失ったか否かは問わないということになるが、電子船荷証券記録上の権利を譲渡するためには、その支配を移転することが求められることから、電子船荷証券記録を支配したことがなくその支配を失っていないものの電子船荷証券記録上の権利を有する者の存在は、基本的には想定されない。このような者が存在し得るとしたら、①電子裏書禁止型の場合(「記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているもの」に該当する場合)、②強制執行によって電子船荷証券記録上の権利を取得した場合が想定されるところである。

①の場合には、電子船荷証券記録上の権利を譲渡する際にはその支配を移転するのが通常であると考えられるが、文言上は支配の移転が譲渡の要件とはされないことから、電子船荷証券記録を支配したことがなくその支配を失っていないものの電子船荷証券記録上の権利を有する者の存在が理論的には想定され得るところ、この場合であっても商法第764条に相当する規定が適用され得ることを踏まえると、あえて支配の移転を求める権利の主体から除外する必要はないものと考えられる。したがって、第1項においては、中間試案とは異なり、「記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。」という括弧書きは設けていない。

②の場合は、部会資料12において示された規律に関するものであり、その内容をここに含めることも考えられるところである。運送品の引渡しに係る債権に対する強制執行がされた場合の債権者は、それだけでは「電子船荷

証券記録上の権利を有する者」には当たらないが、民事執行法第163条の規定に基づいて執行官に引き渡すべきことを請求することができることから、そのような請求をすることができる者を含めるために、「電子船荷証券記録上の権利を行使することができる者」とすることも考えられる(「運送品の引渡しに係る債権に対する強制執行がされた場合における債権者を含む。」との括弧書きを設けることなども考えられる。)。

### 3 第2項について

第2項の規律は、中間試案第6の2(11)と同様であり、このような規律を設けることについて異論は見られなかった。

もっとも、紙の船荷証券における善意取得の規定の適用範囲については、諸 説あるところであり、例えば、制限行為能力者や無権代理人による処分の場合や 意思表示に瑕疵や欠缺があった場合にも適用されるのか、裏書の連続が欠ける場 合においてその部分の権利の移転を証明することができるときにも適用されるの かといった問題については、解釈に委ねられている。第2項の規律は、これらの 問題について、解釈を明確にしようとするものではなく、民法第520条の5及 び第520条の15の規定と同様の文言とすることにより、紙の船荷証券と同様 の解釈がされることを想定したものである。

# 4 第3項について

- (1) 第3項は、民法第520条の5及び第520条の15に相当する規定を設けた場合の効果を定めるものである。
- (2) 甲案は、「電子船荷証券記録の支配を失った者は、その支配をする者に当該 電子船荷証券記録上の権利を譲渡したものとみなす」とすることによって、 支配を失った者から支配をする者に対する債権譲渡を擬制し、電子船荷証券 記録上の権利を原始取得するものではないことを明確にしようとするもので ある。第12回会議においては、運送品の引渡しに係る債権の譲渡とそれに 対する差押えの優先関係について、支配の移転の日時と差押命令が第三債務 者に送達された日時の先後によって決せられることになることを前提に、差 押えに劣後する債権譲渡の譲受人やその者から電子船荷証券記録の支配の移 転を受けた第三者との関係についても、①たとえそれらの者が善意重過失で あったとしても、一度強制執行が奏効した以上、その効果を覆滅させること は強制執行手続の安定性を害することになるから、民法第520条の5及び 第520条の15に相当する規定が適用されることによって差押えが優先す るという帰結が変更されることは望ましくないこと、②電子船荷証券記録に ついては、差押債権者に電子船荷証券記録を確実に支配させる制度を構築す ることは困難であることなどを踏まえ、差押債権者が優先するという帰結と なることが望ましいとの意見が出された。このような帰結を導くためには、 差押えに劣後する債権譲渡の譲受人やその者から電子船荷証券記録の支配の 移転を受けた第三者と差押債権者との関係を対抗関係として捉える必要があ るところ、甲案は、そのために、民法第520条の5及び第520条の15 に相当する規定を設けた場合の効果として、電子船荷証券記録上の権利を原

始取得するものではなく、支配を失った者から支配をする者に対する債権譲渡を擬制するものである。その結果として、仮に債権譲渡の譲受人やその者から電子船荷証券記録の支配の移転を受けた第三者が善意無重過失であった場合であっても、差押債権者との関係での優劣は支配の移転の日時と差押命令が第三債務者に送達された日時の先後によって決せられることになる。

(3) これに対し、乙案は、「電子船荷証券記録を支配する者は、当該電子船荷証 券記録上の権利を取得する」とすることによって、電子船荷証券記録を支配 する者が電子船荷証券記録上の権利を原始取得することと同様の法律関係を 構築しようとするものである。第12回会議においては、前記のとおり、差 押債権者が優先するという帰結となることが望ましいとの意見が出されたも のの、差押債権者に劣後する可能性があるのであれば、電子船荷証券記録の 支配の移転を受けることに躊躇することとなり、その流通性が害されるおそ れがある。また、紙の船荷証券における一般的な理解との整合性を考慮する のであれば、乙案を採用するのが望ましいとも考えられる。また、乙案を採 用する場合には、強制執行手続の安定性を害するという点は否定し難いとこ ろではあるが、そもそも、紙の船荷証券の場合には、紙の船荷証券を差し押 さえることになるところ、差押債権者がその保管場所を把握しているとは限 らず、債務者の協力がなければ事実上奏効しないものとも考えられ、実際に 紙の船荷証券が差し押さえられることは少ないという実情に鑑みると、電子 船荷証券記録が発行されている場合の強制執行が奏効しにくいという点にお いては、紙の船荷証券が交付されている場合と大差はなく、殊更問題にする 必要はないという考え方もあり得なくはないところである。

なお、乙案を採用する場合には、第3項を設けるのではなく、第2項において、「前項の規定にかかわらず、何らかの事由により電子船荷証券記録(記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。)の支配を失った者がある場合において、その支配をする者が前条の規定によりその権利を証明するときは、その支配をする者は、当該電子船荷証券記録上の権利を取得する。ただし、その支配をする者が悪意又は重大な過失によりその支配の移転を受けたときは、この限りでない。」との規定ぶりとすることも考えられる。また、第3項の規定を設けないこととする場合には、紙の船荷証券の場合と同様に解釈される、すなわち、電子船荷証券記録を支配する者が電子船荷証券記録上の権利を原始取得することと同様の法律関係が構築されることを想定して、第3項のような規定を設けないものとすることも考えられる。

# 第2 運送人の免責についての整理

1 前提となる整理

中間試案においては、次のとおり、民法第520条の10に相当する規定を設けることが検討されている(中間試案第6の2(16))。

(中間試案第6の216))

運送人は、電子船荷証券記録(記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。)を支配する者及びその電子署名の真偽を調査する権利を有するが、その義務を負わない。ただし、運送人に悪意又は重大な過失があるときは、その弁済は、無効とする。

# (参考-民法第520条の10)

指図証券の債務者は、その証券の所持人並びにその署名及び押印の真偽を調査する権利を有するが、その義務を負わない。ただし、債務者に悪意又は重大な過失があるときは、その弁済は、無効とする。

民法第520条の10の規定は、平成29年法律第44号による改正前の民 法第470条を引き継いだものであり、民法第520条の18及び第520条の 20の規定により、記名式所持人払証券及び無記名証券にも準用されている。

ここでいう「権利を有する」とは、債務者がその証券の所持人や証券上の署名及び押印の真偽に疑念を抱いた場合には、その調査をするために必要な期間、履行を拒絶しても遅滞の責任を負わないという意味であり、「義務を負わない」とは、悪意又は重大な過失がない限り、裏書の偽造や変造など証券的法律行為の実質的有効性について調査しないで弁済し、その相手方が真の債権者でなかった場合であっても、その弁済は効力を有するという意味であると一般的に解されている。受領権者としての外観を有する者への債務者の信頼を保護するという点では、民法第478条と同様であるが、指図証券等の弁済を容易にしてその流通を円滑にするために債務者に軽過失があっても保護するという点で、民法第478条よりも債務者の保護が厚くなっているものと解されている。

また、指図証券、記名式所持人払証券及び無記名証券の債務者は、権利の推定を受ける所持人から履行を請求される立場にあるということを重視して、「悪意」とは、単に所持人の無権利を知っているだけではなく容易にそのことを証明して履行を拒絶することができるのにあえて弁済することを意味し、「重大な過失」とは、通常の調査をすれば、所持人の無権利を知ることができ、その立証方法を入手することができるのに、その調査を怠って弁済することを意味するものと解する見解もある。

紙の船荷証券については、裁判例に乏しく、解釈に委ねられているところが 多いように思われるが、電子船荷証券記録についても、紙の船荷証券と同様に解 釈されることを想定している。

# 2 強制執行との関係

(1) 差押えに前後する債権譲渡の譲受人又はその者から更に譲り受けた者(以下「譲受人等」という。)が電子船荷証券記録を支配する場合において、運送人は、譲受人等と差押債権者のいずれに弁済をすべきか、また、弁済すべき相手方を誤って弁済した場合に免責されるのかという点について、どのように考えるか。

# (2) 差押命令の第三債務者への送達が先である場合

### ア 第1の甲案による場合

# (ア) 真の権利者

運送品の引渡しに係る債権の譲渡とそれに対する差押えの優先関係については、支配の移転の日時と差押命令が第三債務者に送達された日時の先後によって決せられるものと考えられるところ、第1の甲案による場合には、譲受人等は、支配を失った者から支配をする者に対する債権譲渡を擬制されるにとどまり、運送品の引渡しに係る債権を原始取得するわけではないことから、真の権利者は、差押債権者ということになり、譲受人等は、運送人に対して運送品の引渡しを請求することはできないものと考えられる。

### (イ) 免責の有無

運送人は、差押命令が送達された時点で誰が電子船荷証券記録を支配 していたかを把握し得るとは限らないため、真の権利者が誰であるかを的 確に判断することが難しい立場にある。したがって、運送人が電子船荷証 券を支配する譲受人等が真の権利者であると誤信して、その者に運送品を 引き渡した場合には、免責される可能性が高いものと考えられる。もっと も、電子船荷証券記録を作成及び管理するためのシステムが利用されるこ とが多いことが想定されるところ、当該システムにおいて電子船荷証券記 録の支配の移転の時期等が容易にわかる仕様となっているにもかかわらず、 当該システムにおいて電子船荷証券記録の支配の時期等の確認を怠ったよ うな場合には、重大な過失があるものとして免責されない可能性が高いも のと考えられる。なお、電子船荷証券記録の支配の移転の時期等が容易に わかる仕様となっているシステムが利用されることが望ましいところでは あるが、そのようなシステムを利用することを電子船荷証券記録の有効要 件とすることは相当ではないと考えられることから、そのようなシステム を利用しなかったことをもって運送人に重大な過失等があるとはいい難い とものと考えられる。

# イ 第1の乙案による場合

#### (ア) 真の権利者

運送品の引渡しに係る債権の譲渡とそれに対する差押えの優先関係については、支配の移転の日時と差押命令が第三債務者に送達された日時の先後によって決せられるものと考えられるが、第1の乙案による場合には、次のように整理されるものと考えられる。すなわち、①電子船荷証券記録を支配する譲受人等に悪意又は重大な過失があるときは、真の権利者は、差押債権者ということになり、譲受人等は、運送人に対して運送品の引渡しを請求することはできないものと考えられるが、②電子船荷証券記録を支配する譲受人等に悪意又は重大な過失がないときは、当該譲受人等が運送品の引渡しに係る債権を原始取得するのと同様の法律関係に立つことから、真の権利者は、当該譲受人ということになり、差押債権者は、運送人

に対して運送品の引渡しを請求することはできないものと考えられる。

### (イ) 免責の有無

a 電子船荷証券記録を支配する譲受人等に悪意又は重大な過失があると き

運送人は、差押命令が送達された時点で誰が電子船荷証券記録を支配 していたかを把握し得るとは限らないため、真の権利者が誰であるかを 的確に判断することが難しい立場にあるし、譲受人等に悪意又は重大な 過失があったか否かを的確に判断することも難しい立場にある。 したが って、運送人が電子船荷証券を支配する譲受人等が真の権利者であると 誤信して、その者に運送品を引き渡した場合には、免責される可能性が 高いものと考えられる。もっとも、電子船荷証券記録を作成及び管理す るためのシステムが利用されることが多いことが想定されるところ、当 該システムにおいて、電子船荷証券記録の支配の移転の時期や差押命令 が第三債務者に送達された日時等が運送人にも譲受人等となろうとする 者にも容易にわかる仕様となっている場合において、譲受人等となろう とする者がこれらの情報の確認を怠って運送品の引渡しに係る債権を譲 り受け、運送人もこれらの情報の確認を怠って譲受人等に運送品を引き 渡したときは、譲受人等に重大な過失があり、かつ、そのことを運送人 も容易に認識し得たことから重大な過失があるものとして、運送人が免 責されない可能性があるものと考えられる。これに対し、当該システム において、差押命令が第三債務者に送達された日時等が譲受人等となろ うとする者に容易にわかる仕様となっていない場合には、運送人におい て、譲受人等に悪意又は重大な過失があったか否か的確に判断すること は難しいことから、譲受人等に悪意又は重大な過失がなく、電子船荷証 券記録を支配する譲受人等が真の権利者であると誤信して、その者に運 送品を引き渡しても、免責される可能性があるものと考えられる。

なお、前記のとおり、電子船荷証券記録の支配の移転の時期等が容易にわかる仕様となっているシステムを利用しなかったことをもって運送人に重大な過失等があるとはいい難いものと考えられるし、ましてや譲受人等の重大な過失を根拠付けるものとはいえないことから、このような事情によって免責が否定される可能性は低いものと考えられる。

b 電子船荷証券記録を支配する譲受人等に悪意又は重大な過失がないと き

運送人は、差押命令が送達された時点で誰が電子船荷証券記録を支配していたかを把握し得るとは限らないため、真の権利者が誰であるかを的確に判断することが難しい立場にある。しかしながら、運送人は、商法第764条に相当する規定により、電子船荷証券記録の支配の移転等と引換えでなければ運送品の引渡しを拒むことができるのであるから、電子船荷証券記録を支配する譲受人等が請求する場合とは異なり、誰が真の権利者であるかについては、より慎重な調査が求められるものと考

えられる。もっとも、運送品を引き渡すべき日時場所に電子船荷証券記録を支配する者が現れないとか、通常では想定されない保管費用が発生し得るような状況においては、差押命令が奏効しているものと判断して、差押債権者又は執行官に運送品を引き渡すことも考えられるところ、そのような場合には、免責される可能性があるものと考えられる。また、電子船荷証券記録を作成及び管理するためのシステムが利用されることが多いことが想定されるところ、当該システムにおいて電子船荷証券記録の支配の移転の時期等が容易にわかる仕様となっているにもかかわらず、当該システムにおいて電子船荷証券記録の支配の時期等の確認を怠り、差押命令に劣後するとはいえ譲受人等が存在するという事実を看過したような場合には、重大な過失があるものとして免責されない可能性が高いものと考えられる。なお、前記のとおり、電子船荷証券記録の支配の移転の時期等が容易にわかる仕様となっているシステムを利用しなかったことをもって運送人に重大な過失等があるとはいい難いものと考えられる。

# (3) 差押命令の第三債務者への送達が後である場合

# ア 第1の甲案による場合

# (ア) 真の権利者

運送品の引渡しに係る債権の譲渡とそれに対する差押えの優先関係については、支配の移転の日時と差押命令が第三債務者に送達された日時の先後によって決せられるものと考えられることから、真の権利者は、譲受人等ということになり、差押債権者は、運送人に対して運送品の引渡しを請求することはできないものと考えられる。

#### (イ) 免責の有無

運送人は、差押命令が送達された時点で誰が電子船荷証券記録を支配 していたかを把握し得るとは限らないため、真の権利者が誰であるかを的 確に判断することが難しい立場にある。しかしながら、運送人は、商法第 764条に相当する規定により、電子船荷証券記録の支配の移転等と引換 えでなければ、運送品の引渡しを拒むことができるのであるから、電子船 荷証券記録を支配する譲受人等が請求する場合とは異なり、誰が真の権利 者であるかについては、より慎重な調査が求められるものと考えられる。 もっとも、運送品を引き渡すべき日時場所に電子船荷証券記録を支配する 者が現れないとか、通常では想定されない保管費用が発生し得るような状 況においては、差押命令が奏効しているものと判断して、差押債権者又は 執行官に運送品を引き渡すことも考えられるところ、そのような場合には、 免責される可能性があるものと考えられる。また、電子船荷証券記録を作 成及び管理するためのシステムが利用されることが多いことが想定される ところ、当該システムにおいて電子船荷証券記録の支配の移転の時期等が 容易にわかる仕様となっているにもかかわらず、当該システムにおいて電 子船荷証券記録の支配の時期等の確認を怠ったような場合には、重大な過

失があるものとして免責されない可能性が高いものと考えられる。なお、 前記のとおり、電子船荷証券記録の支配の移転の時期等が容易にわかる仕 様となっているシステムを利用しなかったことをもって運送人に重大な過 失等があるとはいい難いものと考えられる。

### イ 第1の乙案による場合

# (ア) 真の権利者

運送品の引渡しに係る債権の譲渡とそれに対する差押えの優先関係については、支配の移転の日時と差押命令が第三債務者に送達された日時の先後によって決せられるものと考えられることから、譲受人等の悪意又は重大な過失の有無にかかわらず、真の権利者は、譲受人等ということになり、差押債権者は、運送人に対して運送品の引渡しを請求することはできないものと考えられる。

(イ) 免責の有無 前記ア(イ) と同じ。

# 第3 電子船荷証券記録と船荷証券の転換

- 1 転換の規定により電子船荷証券記録又は船荷証券が発行又は交付された場合には、当該電子船荷証券記録又は当該船荷証券の発行又は交付を受けた者まで の電子裏書又は裏書の連続があるものとみなす。
- 2 転換の規定により発行又は交付された電子船荷証券記録又は船荷証券に当該 電子船荷証券記録又は当該船荷証券の発行又は交付を受けた者としてその氏名 又は名称が記録された者は、当該電子船荷証券記録又は当該船荷証券の発行又 は交付を受けた者と推定する。

#### (補足説明)

- 1 電子船荷証券記録と船荷証券の転換については、転換の要件、転換後の電子 船荷証券記録又は船荷証券に記録又は記載すべき事項、転換後の電子船荷証券 記録又は船荷証券についての電子裏書又は裏書の連続等について検討がされて きたところ、中間試案が取りまとめられた後の議論においては、転換後の電子 船荷証券記録又は船荷証券の発行又は交付を受けた者の氏名又は名称をそれら に記録又は記載すべき事項とすることが困難であることを前提に、転換後の指 図式の電子船荷証券記録又は指図証券型の船荷証券についての電子裏書又は裏 書の連続をどのように考えるのかについて、更なる検討がされてきた。
- 2 中間試案が取りまとめられた後の議論においては、①電子裏書又は裏書の連続は、飽くまでも電子船荷証券記録又は船荷証券の記録又は記載から形式的に判断されるものであり、転換がされた場合であっても同様であるべきであること、②転換後の電子船荷証券記録又は船荷証券の発行又は交付を受けた者の氏名又は名称をそれらに記録又は記載すべき事項とすることが困難であるとしても、それが任意に記載された場合には、電子裏書又は裏書の連続を形式的に判断することができるようにすべきであることなどが指摘された。そこで、中間試案においては、転換の規定により電子船荷証券記録又は船荷証券の発行又は

交付を受けた者が電子裏書又は裏書の連続によりその権利を有したことを証明したものとみなすとの規律を設けることが提案されていたが、端的に、「転換の規定により電子船荷証券記録又は船荷証券が発行又は交付を受けた者までの電子裏書又は裏書の連続があるものとみなす。」(第1項)とした上で、「転換の規定により発行又は交付された電子船荷証券記録又は船荷証券に当該電子船荷証券記録又は船荷証券に当該電子船荷証券記録又は当該船荷証券の発行又は交付を受けた者としてその氏名又は名称が記録された者は、当該電子船荷証券記録又は当該船荷証券の発行又は交付を受けた者と地定する。」(第2項)としている。

- 3 第2項の転換を受けた者の氏名又は名称の記録又は記載をする主体としては、運送人か転換を受けた者が考えられるが、電子船荷証券記録を作成及び管理するためのシステムが利用されている場合にはそのシステムによって自動的に記録又は記載がされるといったことも想定されるところ、いずれであっても許容し得るものと考えられるし、転換を受けた者の氏名又は名称の記録又は記載をする主体を法律上の要件として定めると、その記録又は記載をした者を証明しなければ電子裏書又は裏書の連続が認められないということになりかねず、そうなると、電子船荷証券記録又は船荷証券の記録又は記載から形式的に電子裏書又は裏書の連続を判断することができなくなってしまうことから、その記録又は記載をする主体は定めないこととしている(実際には、電子船荷証券記録を作成及び管理するためのシステムが利用されることが想定されるところ、そのシステムによって自動的に記録又は記載がされるのが望ましいものと考えられる。)。その記録又は記載をする主体を定めないこととすると、権限のない者によって虚偽の記録又は記載がされるおそれもあり得ることから、反証を許すために「みなす」ではなく「推定する」こととしている。
- 4 なお、中間試案が取りまとめられた後の議論においては、白地式裏書又は白地式電子裏書を受けて船荷証券又は電子船荷証券記録を所持又は支配する者は、転換を受けることによって、その後に電子船荷証券記録又は船荷証券を電子裏書又は裏書しようとする場合には、自己の氏名又は名称を明示的に記録又は記載しなければならないことになるとの指摘もされたが、転換を受ける義務はないことに照らすと、そのような不都合があるとしても、やむを得ないものと考えられる。

# 第4 電子倉荷証券記録について

前記第1から第3までの記載は、電子倉荷証券記録についても当てはまるものと考えられる。

以上